



非常災害対策

非常災害対策について

	1 業務継続計画（BCP）	避難確保計画	非常災害に関する具体的計画
対象	全サービス	浸水想定区域又は 土砂災害（特別）警戒区域内 の要配慮者利用施設	入所・入居系サービス 通所系サービス
根拠規定	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第30条の2 他	「水防法」第15条の3 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条の2	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第103条 他
内容	感染症や非常災害等の発生時に、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画	洪水時等や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画	消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画
留意点	令和6年4月1日までに策定しなければならない（令和6年3月31日までの間は努力義務） 計画に関する研修及び訓練の実施も必要	平成29年に該当施設計画の策定が義務化 令和3年に計画に基づく避難訓練の結果報告が義務化	関係機関への通報及び連携体制の整備をすること 定期的な訓練の実施も必要（地域住民の参加が得られるよう努めること）

1. 業務継続計画（BCP）の内容について

（１）感染症に係る業務継続計画

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

（２）災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

各項目の記載内容については、厚生労働省が示す「業務継続ガイドライン」を参照すること。

2. 業務継続ガイドラインについて

BCP作成に資するため、厚生労働省が、

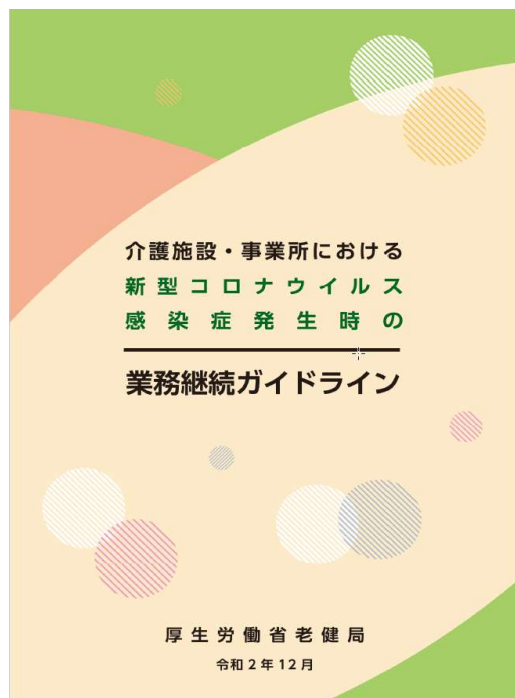
① **介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン**

② **介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン**

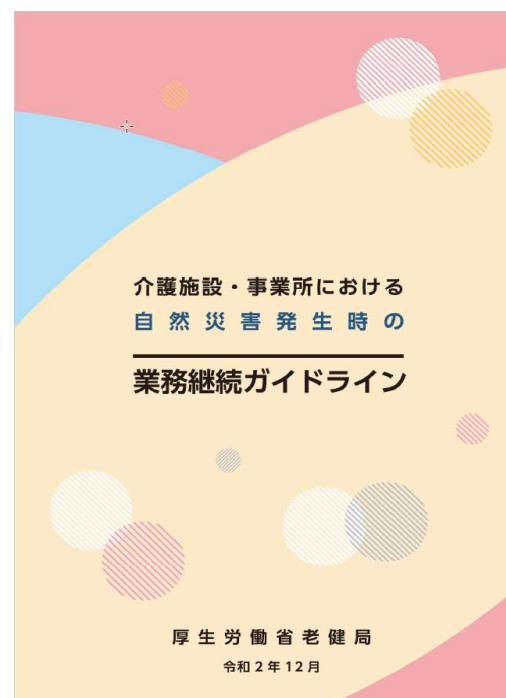
を示している。

必ず、当該ガイドラインを参照の上、地域の実態等に応じたBCPを作成すること。

①



②



<研修動画・ひな形について>

ここから業務継続
 ガイドライン及び
 ひな形をダウンロード
 できます。

ここから研修動画を
 御覧いただけます。

【出典】
 厚生労働省公式HP
 「介護施設・事業所における
 業務継続計画（BCP）
 作成支援に関する研修」

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。
 総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<感染症編>

PDF - 感染症発生時の業務継続ガイドライン [2.7MB]

X - 感染症ひな形（入所系） [89KB]

X - 感染症ひな形（通所系） [89KB]

X - 感染症ひな形（訪問系） [88KB]

【例示入り】<R5年度>

PDF - 感染症ひな形（入所系） [1.3MB]

X - 感染症ひな形（入所系） [113KB]

PDF - 感染症ひな形（通所系） [1.4MB]

X - 感染症ひな形（通所系） [114KB]

PDF - 感染症ひな形（訪問系） [1.4MB]

X - 感染症ひな形（訪問系） [111KB]

<自然災害編>

PDF - 自然災害発生時の業務継続ガイドライン [2.6MB]

X - 自然災害ひな形 [104KB]

【例示入り】<R5年度>

PDF - 自然災害ひな形（共通） [1.7MB]

X - 自然災害ひな形（共通） [281KB]

PDF - 自然災害ひな形（サービス固有） [174KB]

X - 自然災害ひな形（サービス固有） [18KB]

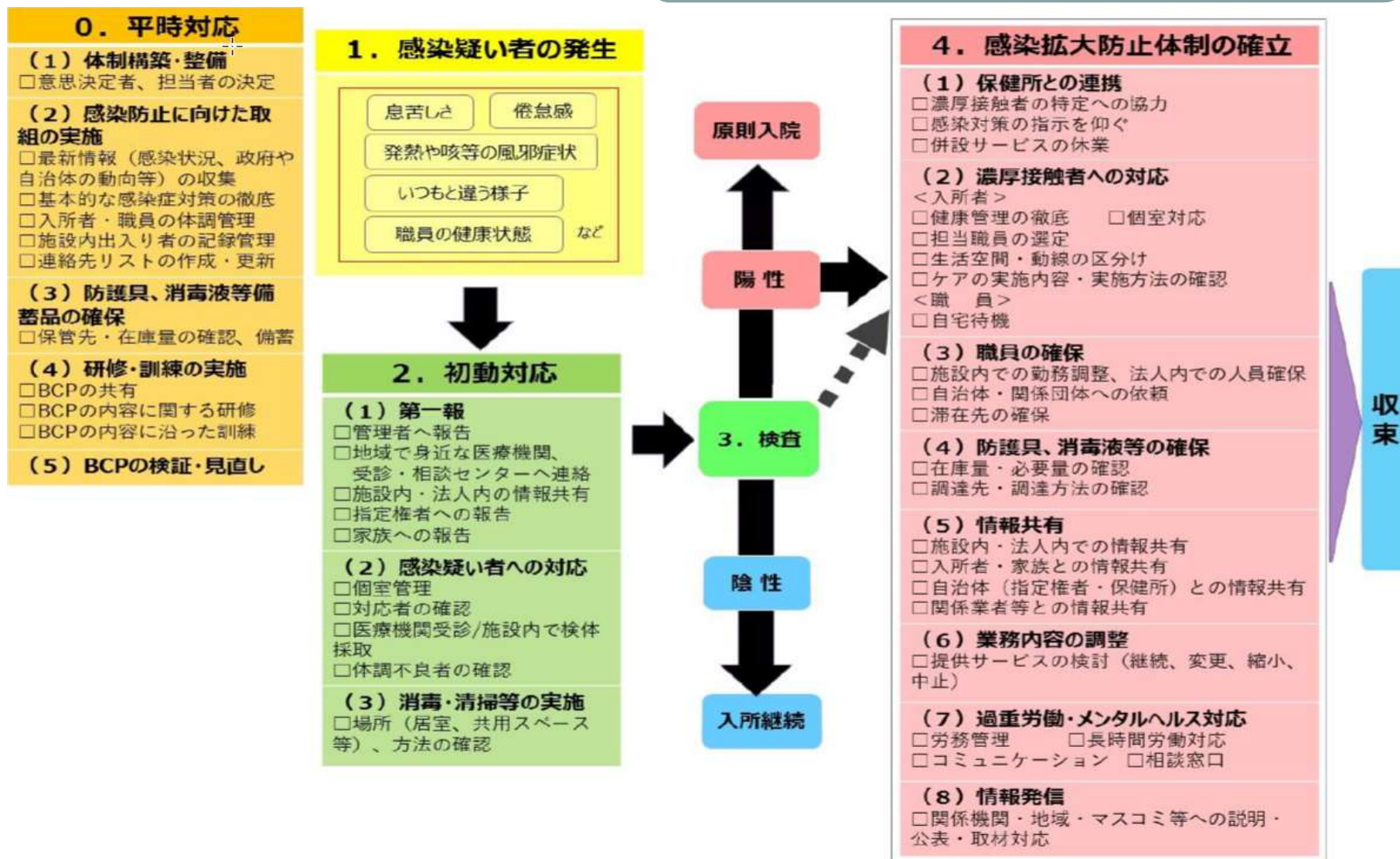
動画の構成

ひな形（例示入り）を活用したBCPの作り方の解説	作成したBCPを役立つものにするための机上訓練の解説
1. BCP作成（入所系）	5. 机上訓練（入所系）
2. BCP作成（通所系）	6. 机上訓練（通所系）
3. BCP作成（訪問系）	7. 机上訓練（訪問系）
4. BCP作成（居宅介護）	8. 机上訓練（居宅介護）

（1）業務継続ガイドライン（感染症）抜粋

フローチャート（入所系）

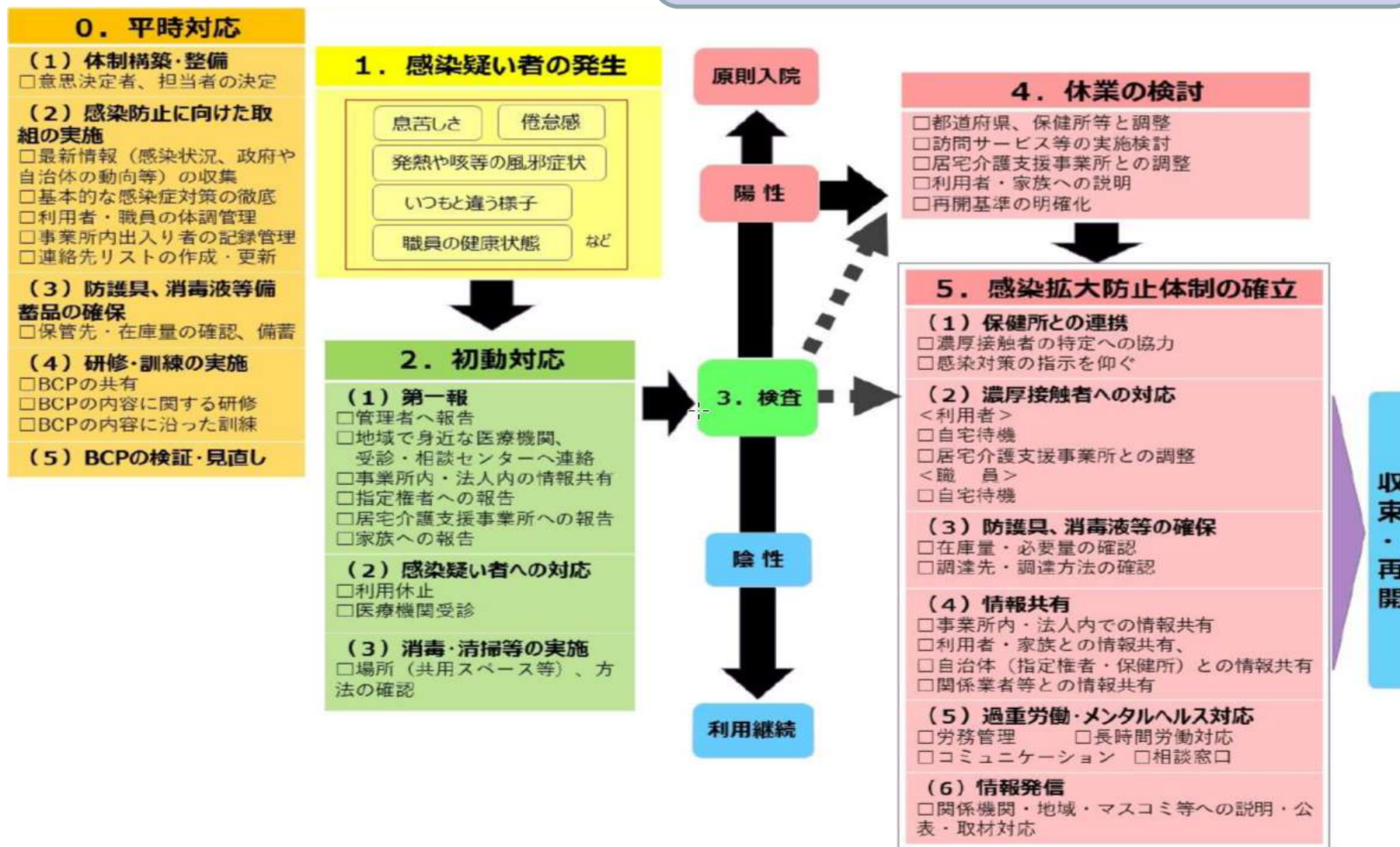
BCPの作成に当たっては、下図の0～4の内容を参考にしてください。なお、詳細については、業務継続ガイドラインを御確認ください。





フローチャート（通所系）

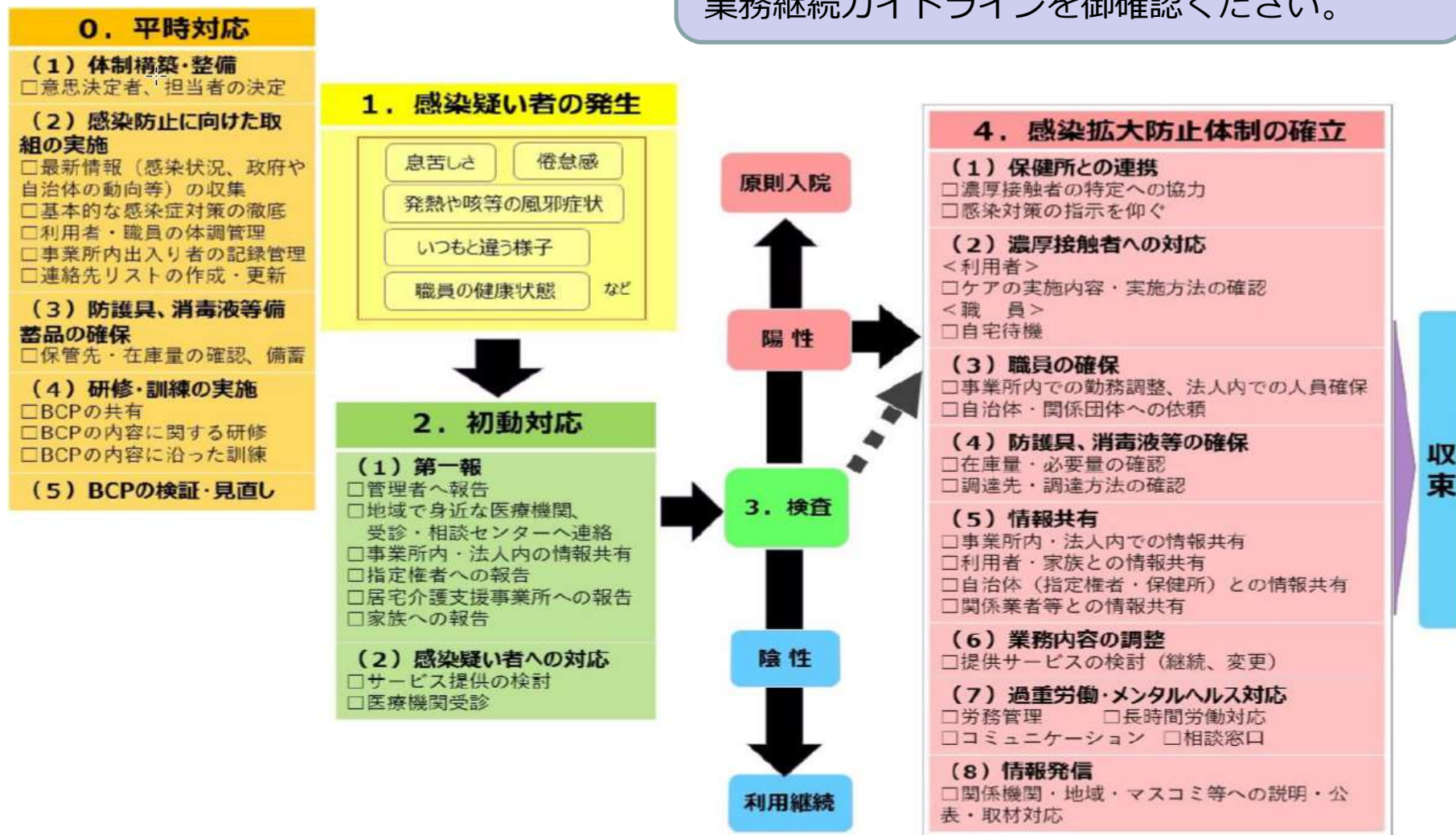
BCPの作成に当たっては、下図の0～5の内容を参考にしてください。なお、詳細については、業務継続ガイドラインを御確認ください。





フローチャート（訪問系）

BCPの作成に当たっては、下図の0～4の内容を参考にしてください。なお、詳細については、業務継続ガイドラインを御確認ください。



（2）業務継続ガイドライン（自然災害）抜粋

自然災害BCPのフローチャート

BCPの作成に当たっては、下図の1～5の内容を参考にしてください。なお、詳細については、業務継続ガイドラインを御確認ください。





3. 業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練

	研修	訓練
頻度	定期的 （施設系サービス：年2回以上、その他のサービス：年1回以上） 新規採用時	定期的 （施設系サービス：年2回以上、その他のサービス：年1回以上）
内容	感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容の共有 平常時の対応の必要性 緊急時の対応に係る理解の励行	事業所内の役割分担の確認 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等
留意事項	感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

研修・訓練を通じたBCPの見直し

BCP作成後は、職員の危機対応力の強化に向けて、**定期的に研修・訓練を実施**してください。

そして、研修・訓練を通じて現状の課題を洗い出し、課題の解決に向けた対策を行うとともに、最新の知見等も踏まえ、**定期的にBCPを見直し**ていただくようお願いします。



非常災害対策について（再掲）

	業務継続計画（BCP）	2 避難確保計画	非常災害に関する具体的計画
対象	全サービス	浸水想定区域又は 土砂災害（特別）警戒区域内 の要配慮者利用施設	入所・入居系サービス 通所系サービス
根拠規定	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準」第30条の2 他	「水防法」第15条の3 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対 策の推進に関する法律」第8条の2	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準」第103条 他
内容	感染症や非常災害時の発生時に、利用者に対す るサービスの提供を継続的に実施するための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画	洪水時等や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれ がある場合において、施設利用者の円滑かつ迅 速な避難の確保を図るために必要な訓練その他 の措置に関する計画	消防法施行規則第3条に規定する消防計画（こ れに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の 災害に対処するための計画
留意点	令和6年4月1日までに策定しなければならない（令和6年3月31日までの間は努力義務） 計画に関する研修及び訓練の実施も必要	平成29年に該当施設計画の策定が義務化 令和3年に計画に基づく避難訓練の結果報告が 義務化	関係機関への通報及び連携体制の整備をすること 定期的な訓練の実施も必要（地域住民の参加が 得られるよう努めること）

4. 避難確保計画について

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設において、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。



浜松市防災マップで施設（事業所）が浸水想定区域又は土砂災害(特別)警戒区域内かどうかを確認し、**該当する場合には避難確保計画を作成し、市へ届け出てください。**

5. 避難確保計画に基づく訓練の実施について

令和3年5月に、水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、浸水想定区域又は土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく**避難訓練の結果**を施設管理者が**市へ報告することが義務化されました。**



対象施設は避難確保計画に基づく訓練を実施し、**訓練実施後概ね1月以内に、下記の専用のフォームにより、訓練結果を報告してください。**

【報告用フォーム】

<https://logoform.jp/f/MhYXV/100959?key=10e1c71558699ae6cc95f6edb7c1b320149e293640d65b7e543ca85a5a593c1d>



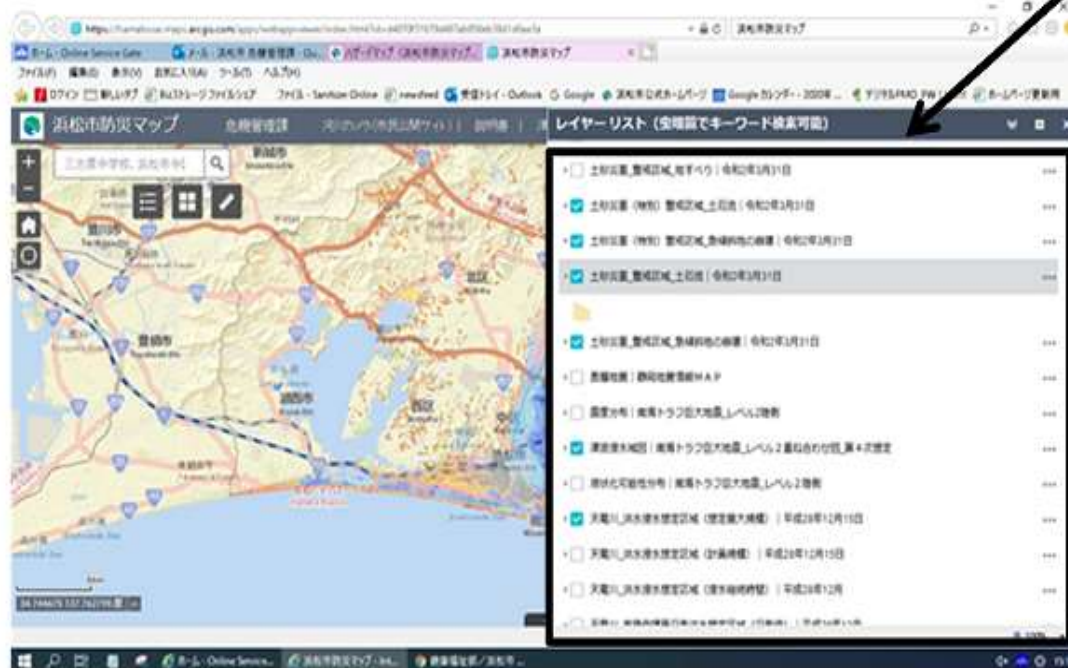


6. 浜松市防災マップ

①浜松市内の浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域の確認方法

浜松市防災マップにおいてレイヤー選択により、施設が区域に該当するか確認ができます。

浜松市ホームページ → 検索「浜松市防災マップ」 → 関連リンク「浜松市防災マップ」 → レイヤーリストの中から浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域を選択



選択レイヤー 一覧

○土砂災害（特別）警戒区域を確認する場合

- ・土砂災害警戒区域 地すべり
- ・土砂災害（特別）警戒区域土石流
- ・土砂災害警戒区域 土石流
- ・土砂災害（特別）警戒区域 急傾斜地の崩落
- ・土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩落

※「特別警戒区域」はレッドゾーンのことを指し、「警戒区域」はイエローゾーンのことを指します。

○浸水想定区域（洪水）を確認する場合

- ・阿多古川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・安間川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・都田川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・馬込川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・芳川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・天竜川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・井伊谷川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・釣橋川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・二俣川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・気田川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・水窪川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

○浸水想定区域（内水）を確認する場合

- ・新川・曳馬川流域内水浸水想定区域
- ・高塚川流域内水浸水想定区域

○浸水想定区域（津波）を確認する場合

- ・津波新水域図 南海トラフ巨大地震、レベル2重ね合わせ図_第4次想定

非常災害対策について（再掲）

		3 非常災害に関する具体的計画
対象	<対象サービス> 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設	入所・入居系サービス 通所系サービス
根拠規定		「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第103条 他
内容		消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画
留意点		関係機関への通報及び連携体制の整備をすること 定期的な訓練の実施も必要（地域住民の参加が得られるよう努めること）

7. 非常災害に関する具体的計画

介護サービス事業者の義務

- ① 非常災害に関する**具体的な計画の作成**
- ② 非常災害時の関係機関への**通報及び連絡体制の整備**
(地域の消防機関への速やかな通報体制、消防団や地域住民との連携など)
- ③ **定期的に従業者に周知**
- ④ **定期的に避難、救出その他必要な訓練**

【参考資料】

『令和3年度版 高齢者福祉施設における災害対応マニュアル
～入所施設、通所施設のための災害マニュアル～』
静岡県健康福祉部福祉長寿局

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/keikaku/saigaitaioumanyuaru/r3saigaitaioumanyuaru.html>

8. 災害発生時の被災状況の報告について

【報告の流れ】

1. 国による災害情報の登録

災害発生時または台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、**災害時情報共有システム**に「災害情報」を登録します。

例：令和〇年台風〇〇号

2. 市から介護保険施設等への周知

厚生労働省が災害情報を登録したことを把握し次第、市から介護保険施設等に災害情報の周知及び被災状況報告の依頼をします。

3. 介護保険施設等による被災状況の報告

介護保険施設等は、**災害時情報共有システム**を用いて、被災状況等を報告してください。

報告の基準

【対象施設

市内全サービス事業所

(※被害の有無に関わらず、報告をしてください。)

報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、**第一報は迅速性を優先し、発災時に把握している状況に基づき入力**（報告）してください。

当該システムを用いた報告が困難な施設や、停電やシステムの不具合等により、当該システムによる報告が困難な場合は、従前の方法により被災状況を報告してください。

【システムURL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/22/>

ログインには、介護サービス情報公表システムのID及びパスワードを使用してください。



・浜松市ホームページ

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

※ホーム＞消防・防災＞防災＞防災情報＞高齢者等避難
/避難指示/緊急安全確保

避難準備情報 など

・浜松市防災ホッとメール（メール配信サービス）

(<https://service.sugumail.com/hamamatsu/html/>)

配信情報

緊急情報

地域情報

気象情報 など

メール配信サービスの登録は無料（通信費は利用者負担）
ですので、管理者等は同サービスを活用し、情報収集に
努めてください。

